

青森県報

第百八十八号

令和二年
七月二十九日
(水曜日)

目次

告 示

- 青森県事業系食品ロス実態調査の実施……………(環境政策課) ……一
- 特定行為業務の登録……………(高齢福祉) ……一
- 飼料の試験の結果の概要……………(畜産課) ……二
- 道路の区域の変更……………(道路課) ……二
- 道路の供用の開始……………(同) ……三

告 示

青森県告示第五百九十八号

青森県事業系食品ロス実態調査を次のとおり実施するので、青森県統計調査条例(平成二十一年三月青森県条例第十二号)第三条の規定により告示する。

令和二年七月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 調査の目的

県内で発生する食品廃棄物等の排出量や処理量等の実態調査を行い、事業系食品ロスの現状把握をするとともに、令和二年度に予定している食品ロス削減推進計画(第四次青森県循環型社会形成推進計画の一部)を策定するための基礎資料を得ることを目的とする。

二 調査対象の範囲

県内に所在する食品関連事業所

三 報告を求めるとする事項及びその基準となる期間

1 報告を求めるとする事項は、次に掲げる事項とする。

- (一) 食品廃棄物等全体及び食品ロスの発生量
- (二) 食品ロスの内容及び発生量の割合
- (三) 食品廃棄物等の処理量や委託先等
- (四) 食品廃棄物等の発生量の推移
- (五) 食品廃棄物等の計測・把握・推計
- (六) 事業所における食品廃棄物等の削減に向けた取組内容

2 報告を求めるとする基準となる期間は、令和元年度一年間の実績とする。

四 報告を求めるとする者

事業所母集団データベース(平成三十年次フレーム)から、別に定める産業分類に属する事業所のうち、従業者数三十人以上の事業所については全数、従業者数五人以上三十人未満の事業所については無作為抽出により選定した約千事業所。

五 報告を求めるとする方法

調査票の送付及び記入済調査票の回収を郵送により行う郵送調査とする。

六 報告を求めるとする期間

令和二年七月三十一日から同年八月二十八日までとする。

青森県告示第五百九十九号

社会福祉士及び介護福祉士法(昭和六十二年法律第三十号)附則第二十条第一項の規定により、次のとおり特定行為業務の登録をしたので、同条第二項において準用する同法第四十八条の八第一号の規定により公示する。

令和二年七月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

登録番号	令和二年七月二十九日	氏名又は名称	住所	事業名称	所在地	業務開始年月日	備考
〇二〇〇二二九四	令和二・七・二七	株式会社ノーザンクロス	青森市新町二丁目八の三九	住宅型有料老人ホームはまだ	青森市浜田一丁目八の八	令和二・七・二七	住宅型有料老人ホーム

青森県告示第六百二二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から令和二年八月二十八日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

令和二年七月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道青森浪岡線	青森市大字大谷字小谷一の二二から青森市大字大谷字小谷一の三〇三まで	令和二・七・二九
県道差波新井田線	八戸市大字新井田字赤御堂前五六の一から八戸市大字新井田字山道一一の一まで	〃

3 県 道	2 県 道	1 県 道	後		前	
			後	前	後	前
差波新井田線	青森浪岡線	櫛引上名久井三戸線	二四・六二メートルから 六三・〇五メートルまで	二四・九〇メートルから 五三・九〇メートルまで	一九・三〇メートルから 一九・三〇メートルまで	一八八・〇〇メートルから 一八八・〇〇メートルまで
八戸市大字新井田字市子林一五の四まで 八戸市大字新井田字赤御堂前六四の一から	青森市大字大谷字小谷一の二二から 青森市大字大谷字小谷一の三〇三まで	三戸郡南部町大字平字広場二七の三から 三戸郡南部町大字平字虚空蔵一の一まで	一三・七三メートルから 二四・八九メートルまで	二四・五〇メートルから 五三・九〇メートルまで	一九・三〇メートルから 一九・三〇メートルまで	一八八・〇〇メートルから 一八八・〇〇メートルまで
五六八・六九メートル	五六八・六九メートル	一一一・八九メートル	一一一・八九メートル	一一一・八九メートル	一一一・八九メートル	一一一・八九メートル

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価 小口一枚二付十五円